「大北シニア活動応援団体」登録制度 実施要領

第1 目 的

大北管内において、高齢者の社会参加活動の場(機会)を提供できる団体等(以下、「大北シニア活動応援団体」という。)の情報を登録し、その内容を公表することで、社会参加活動を求める高齢者の情報源とするとともに、両者のマッチングに活用し、人生二毛作社会の実現を目指す。

第2 定義

「大北シニア活動応援団体」とは、以下の要件に該当する団体(企業を含む。) をいうものとする。

- 1 大北管内(大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村)において活動する団体であること。
- 2 人生二毛作社会の推進による活力ある地域づくりの考え方に賛同すること。
- 3 高齢者の受入実績の有無を問わず、今後受入れてもよいと考えていること。
- 4 高齢者の受入など、高齢者の社会参加活動を応援する取組を行った際に、その実施状況を報告してもらうことが可能であること。
- 5 法人格の有無は問わないが、政治的・宗教的活動団体でないこと。

第3 登録の手順

- 1 「大北シニア活動応援団体」として、登録を希望する者は、「大北シニア活動応援団体登録申請書」(様式第1号)を提出すること。
- 2 大町保健福祉事務所福祉課において、1の「大北シニア活動応援団体登録申 請書」の内容を確認し、適正と判断した場合、登録を行う。
- 3 登録された団体には「大北シニア活動応援団体登録証」(様式第2号)を交付する。
- 4 大町保健福祉事務所福祉課は、登録された団体の次の情報をホームページにおいて公表するものとし、公表の形式は「公表様式」(様式第3号)による。
- (1) 登録団体の概要紹介及び問い合わせ先
- (2) 高齢者の受入実績
- (3) 高齢者の受入活動予定
- (4) その他高齢者を応援する活動内容
- 5 大町保健福祉事務所福祉課は、登録された団体情報を「大北シニア活動応援 団体登録台帳」(様式第4号)に記載する。

第4 登録の変更

登録事項に変更が生じた場合、大北シニア活動応援団体は、「登録事項変更届」 (様式第5号)を提出すること。

第5 登録の抹消

登録の抹消は次の事由により行うこと。

- 1 申請書の内容に虚偽の事項が確認されたとき。
- 2 対象団体の要件に該当しなくなったとき。
- 3 「登録抹消届」(様式第6号)の提出があったとき。
- 4 その他取り消しを必要とする事由が生じたとき。

第6 登録事項の活用

登録された事項については、次のとおり活用を図る。

齢者が、当該団体へ直接連絡を取ることも可能とする。

- 1 (公財) 長野県長寿社会開発センター大北支部のシニア活動推進コーディネーターが、高齢者又は他の団体等とのマッチングに活用する。 ただし、大北シニア活動応援団体が了承する場合には、社会参加を求める高
- 2 高齢者の参加実績等を人生二毛作社会実現のための取組として公表する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則

1 この要領は平成30年10月1日から施行する。